

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【420】
2. 日時：令和5年3月9日 13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 9D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

皆川管理官補佐、義崎上席安全審査官、岩崎安全審査官、

伊藤原子力規制専門員

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野火災対策室長補佐、西野火災対策室長補佐、

高橋火災対策一係長、田邊火災対策二係長

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他7名

東京支社 電源グループ 副長 他2名*

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当*

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 担当*

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、主な説明事項（審査会合案件（火災感知器））について、令和5年2月28日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【主な説明事項（審査会合案件（火災感知器））】

- 許可にて消防法又は建築基準法等に基づき、一種類の感知器しか設置しないとしている区域について、詳細に説明すること。
- 消防法上の検定品と検定品以外の言葉の定義について、先行審査プラントの例も参考にして記載を検討すること（消防法の認定についての部分）。
- 火災感知器の種類について、環境条件等を踏まえどのように選定したのかを、先行審査プラントの例も参考にして説明すること。
- 選定した火災感知器が、消防法施行規則に照らしてどのように設置

されているか、フローチャートを用いて説明すること。

- 煙吸引式検出設備について、火災防護審査基準 2.2.1(1)②の規格省令と同等以上であるとの根拠とした試験結果を示すこと。
- 自動火災報知設備工事基準書を使用するにあたり、島根原子力発電所も一般の建物であることを確認すること。
- 火災区画を設定する必要性の有無について、火災防護審査基準を踏まえて説明すること。
- 火災感知器の配置について、RCIC ポンプ室等の区画の一部を設置・メンテナンス困難としているが、どのように困難か明らかになるよう記載を検討すること。
- 煙吸引式検出設備の配置について、平面図及び立面図にて詳細に説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2)を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

なし